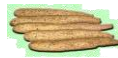


第27回

平成30年1月10日



# 地域ブランド



育成者権 種苗法



白鷗大学  
杉山 務



29年度27【知的財産法】杉山 務


## 商標の登録要件

商標が登録されるには、所定の要件を備えることが必要

- (1) 自己の業務に係る商品又は役務について**使用**をする商標(3条①柱書)
- (2) 自他商品識別力又は自他サービス**識別**力がある商標(3条①各号)  
また、仮に使用した結果、そのことによって需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識できるものについては、商標登録を受けることができる(3条②)
- (3) 具体的な**不登録事由**に該当しない(4条①各号)

1

29年度27【知的財産法】杉山 務

NEW	うじえうどん	商標登録第5817109号
	<b>氏家うどん</b>	
商標		
権利者	氏家商工会	
権利者住所	栃木県さくら市氏家4504番地1	
指定商品 又は 指定役務	栃木県さくら市氏家地区で生産された小麦を使用したうどんの種 栃木県さくら市氏家地区で生産された小麦を使用したうどんの提供	
連絡先	028-682-2019	
関連HP	<a href="http://ujie-shokokai.or.jp/ujie-udon/">http://ujie-shokokai.or.jp/ujie-udon/</a>	
商品・サービスの 特徴	<p>さくら市氏家地区の生産農家が、丹精込めて栽培した安全・安心・良質な地場産小麦は適度に粘り、固すぎず、やわらかすぎず、本当にうどんに適した中力粉になります。</p> <p>最近白いうどんが主流となる中で、地粉で打った「氏家うどん」は、本来、小麦の持つ独特の色合いと香りと食べるほどに感じる素朴さが特徴の田舎風うどんです。「氏家うどん」を食べてみると、何か懐かしさを感じ、きっと頬が緩みます。</p>	

2

29年度【いきいき公開講座】杉山 務

NEW	もかもめん	商標登録第5826769号
	<b>真岡木綿</b>	
商標		
権利者	真岡商工会議所	
権利者住所	栃木県真岡市荒町1203番地	
指定商品 又は 指定役務	栃木県真岡産の綿織物	
連絡先	0285-83-2560	
関連HP	<a href="http://www.mokamomen.com/index.html">http://www.mokamomen.com/index.html</a>	
商品・サービスの 特徴	<p>かつて「真岡」といえば、そのまま木綿の代名詞として通用した時期がありました。丈夫で質が良く、絹のような肌ざわりの真岡木綿。染上がりの際立たせる「晒し(さらし)」という加工技術にも優れ、絶大な人気を誇りました。江戸時代の文化・文政・天保の頃には年間38万反を生産し、隆盛を極めました。その当時、江戸の木綿問屋はこぞって真岡木綿を求め、木綿仕入高の約8割が真岡木綿であったという記録があります。</p> <p>しかし、開国による輸入綿糸流入などで衰退し、戦後になるとその生産はほとんど途絶えてしまいました。もう一度技術の復興を図り、昭和61年(1986年)真岡商工会議所が中心となり「真岡木綿保存振興会」(当時)を設立。機織り技術者養成講座を開設するなど、伝統を「今」に繋いでいます。現在、真岡木綿会館では、県伝統工芸士3名を含む約12名の機織り技術者が在籍しております。綿(わた)の栽培から染色～機織りまで一貫しての手作業により、完成までには時間を要しますが、それ故に質の良い木綿製品が出来上がります。</p>	

3

29年度【いきいき公開講座】杉山 務

## 商標の識別力

自他商品識別力又は自他サービス識別力がある商標

- ①その商品（役務）の普通名称
- ②その商品（役務）に慣用されている商標  
例. 正宗（酒）、羽二重餅（餅菓子）
- ③その商品の産地・販売地・品質・原材料・効能・用途等又はその役務の提供の場所・質等からなる商標
- ④ありふれた氏・名称（鈴木、佐藤）
- ⑤極めて簡単で、ありふれた標章（AA）
- ⑥需要者にとって誰が提供している商品（役務）であるか認識できない商標（①～⑤を除く）

4

29年度27【知的財産法】杉山 務

## 地域団体商標

地域の名称及び商品〔役務〕の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体による商標の登録を認める制度

### 地域団体商標制度の目的

地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援すること

5

29年度27【知的財産法】杉山 務

## 商標は地域の名称＋商品又は役務の名称

類型1 例)○○りんご, ○○みかん: **江刺りんご**, **能登牛**, **京くみひも**, **博多人形**

地域の  
名称



商品(役務)  
の普通名称

類型2 例)○○焼, ○○織 : **塩原温泉**, **笠間焼**, **吉野材**, **博多織**

地域の  
名称



商品(役務)の  
慣用名称

類型3 例)本場○○織 : **本場結城紬**, **群馬の地酒**, **琵琶湖産鮎**

地域の  
名称



商品(役務)  
普通名称

又は

商品(役務)  
慣用名称



産地等を表示する際に付される慣用されている文字

6

29年度27【知的財産法】杉山 務

## 登録要件

(7条の2,3条1項1号・2号, 4条)

- ① **出願人**(団体)が主体要件を満たしていること
- ② **構成員**に使用をさせる商標であること
- ③ 商標が使用をされた結果, **周知**となっていること
- ④ 商標が**地域の名称**及び**商品**又は**役務の名称**等からなること
- ⑤ 商標中の地域の名称が商品(役務)と**密接な関連性**を有していること
- ⑥ 普通名称化していないこと, 他に周知となっている同一・類似の商標がないこと, 商品(役務)の品質の**誤認**を生じさせるおそれがないこと等

7

29年度27【知的財産法】杉山 務

## 40店の団体「喜多方ラーメン」地域商標ダメ 最高裁

「喜多方ラーメン」を地域団体商標として認めなかった特許庁の審決は不当だとして、福島県喜多方市の40余りのラーメン店が加入する団体「蔵のまち喜多方老麺(らーめん)会」が審決取り消しを求めた訴訟で、最高裁第三小法廷(那須弘平裁判長)は、老麺会の上告を受理しない決定をした。1月31日付。老麺会の請求を棄却した2010年11月の一審・知財高裁判決が確定した。

知財高裁は、市内のラーメン店の老麺会への加入率が低いことや、市外でも「喜多方ラーメン」という呼称が普及している点を考慮。消費者らが「喜多方ラーメン=老麺会加入店のラーメン」とは認識していないと結論づけた。

地域団体商標は、地域名と商品名を組み合わせた「地域ブランド」を保護するため、特許庁が06年に創設。登録されると、無断利用の差し止めや損害賠償を請求できる。ラーメンではこれまでに、「和歌山ラーメン」や「米沢らーめん」が認められている。Asahi.com 2012年2月2日0時41分

29年度27【知的財産法】杉山 務

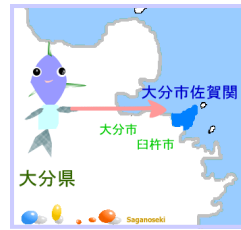
598件 (平成28年12月31日時点)

### 2. 都道府県別登録内訳一覧表

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
28	10	5	6	9	10	4	2	8	9
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	富山	石川	福井
6	14	17	8	12	5	8	9	28	16
岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
29	21	15	15	11	62	11	35	11	13
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡
6	7	6	15	7	6	5	11	5	17
佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	外国		
7	8	12	12	7	14	15	3		

9

29年度27【知的財産法】杉山 務



大分県漁業協同組合佐賀関支店より

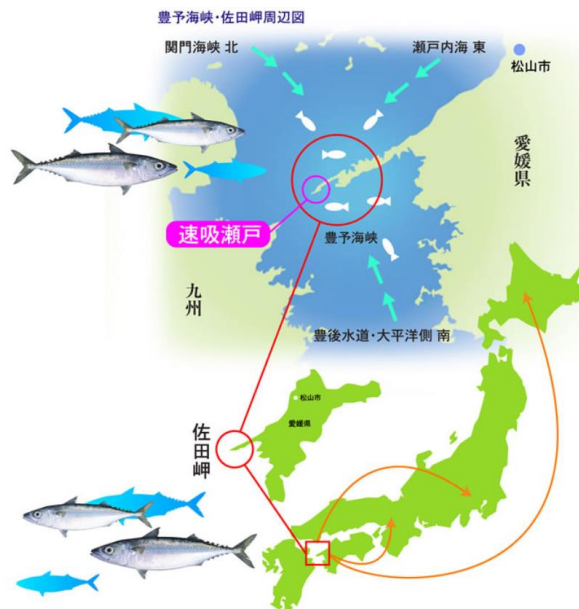
弊社取扱いの関あじ 関さばには地域団体登録商標がついています

よって **関あじ 関さば(地域団体登録商標)**を証明するものとして**タグを添付**してあります  
 基本的には大分県漁業協同組合佐賀関支店から出荷したアジ・サバにはタグシールがつ  
 いています <http://www.sekijajisekisaba.or.jp/>

10

29年度27【知的財産法】杉山 務

「**岬あじ**」  
 はな  
 「**岬さば**」  
 はな



11

29年度27【知的財産法】杉山 務

活きの良さが命のアジ、サバは、釣った後の処置も肝心  
 漁港の大きな生け簀で最低1日は魚を休ませから、活けしめ  
 氷水で身を引き締めて出荷  
 品質に差が出ることを防ぐために、最終的な出荷は本所で一括  
 仲買人は通さない、100%漁協による産地直売方式

■ 岬(はな)ブランドとは 三崎漁協

「はな」とは、佐田岬半島の「岬の先端」を意味  
 平成15年9月にブランド名「岬」を商標登録  
 三崎漁協が出荷する商品にはこの「岬」シールを貼り、  
 ブランド名の浸透を図っている



登録4710441号 29 31類

ブランド維持は、楽ではない

[http://www.misaki.or.jp/gyokyo/aji\\_saba.html](http://www.misaki.or.jp/gyokyo/aji_saba.html)

12

29年度27【知的財産法】杉山 務

岬アジ・岬サバの愛媛県認定ブランド返上 三崎漁協

愛媛県伊方町の三崎漁業協同組合は同組合のブランド魚「岬(はな)アジ」「岬サバ」について、愛媛県などで組織するえひめ愛フード推進機構の「愛あるブランド産品」の認定を返上した。愛あるブランドではいずれも一本釣りでの漁獲と定義していたが、昨年までに出荷した魚の中に一部、巻き網漁によるものが混じっていたという。

三崎漁協によると2007年5月から11年8月にかけて、大分県の水産会社から大量に捕獲できる巻き網漁で取ったアジとサバを、それぞれ「岬アジ」「岬サバ」として大阪府や松山市の市場などに出荷していた。出荷量は記録の残る11年4月から8月の間で、アジは2508キロ、サバは4.6キロで、アジは11年度の岬アジの出荷総量約20トンの1割を超えている。

巻き網で取った魚をブランド魚として出荷したことについて同漁協は「一本釣りでの漁獲量が減少し、取引先からの注文に応えきれなかった」としている。

同漁協は不正経理などで11年3月時点で約13億円の債務超過に陥ったため、愛媛県の指導を受けて体制を一新し、12年度を初年度とする10カ年経営計画に取り組んでいる。今回の巻き網漁による魚の混入は過去の疑わしい取引を調査する中で判明したという。

NIKKEI.COM 2012/8/28



登録4710441号 29 31類 H25/9/19存続期間満了により権利抹消

13

29年度27【知的財産法】杉山 務

商標

塩原温泉

権利者

塩原温泉旅館協同組合  
(栃木県那須塩原市塩原675番地9)

商品・サービスの特徴

開湯1200年を迎えた塩原温泉は、11地区に点在して、泉質の違った150を超える源泉を保有しています。塩原温泉の楽しみ方は、この泉質が異なる湯量たっぷりの天然温泉をめぐったり、緑豊かな自然の中を満喫することが最適で、同時に健康回復、疾病予防の効果が期待出来ます。



指定商品又は指定役務

栃木県那須塩原市における温泉浴場施設を有する宿泊施設及び温泉浴場施設の提供

14

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/tiikibrand.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm)

商標

中山かぼちゃ

権利者

那須南農業協同組合  
(栃木県那須郡那珂川町白久10番地)

指定商品又は指定役務

那須烏山市中山地区で生産されたかぼちゃ



15



商標

本場結城紬

権利者

**本場結城紬卸商協同組合**  
 (茨城県結城市大字結城607番地2)  
**茨城県本場結城紬織物協同組合**  
 (茨城県結城市大字結城3018番地の1)  
**栃木県本場結城紬織物協同組合**  
 (栃木県小山市大字福良2358番地)

商品・サービスの特徴

結城地方(茨城県及び栃木県)伝統の技法による、真綿かけ、糸つむぎ、管まき、糸あげ、機延べ、図案作製、拵括り、染色、糊つけ、箄通し、機巻き、機織りの行程を経て作成される紬織物であり、少なくとも糸つむぎは真綿を手でつむぐ手つむぎとし、機織りはいざり機(地機)又は高機を使用して手織りする紬織物であります。



指定商品又は指定役務

茨城県結城市及びその周辺地域並びに栃木県小山市及びその周辺地域産の結城地域由来の伝統の技術で製造された紬織物

16

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/tiikibrand.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm)

栃木	商標	ましこやき <b>益子焼</b>	商標登録第 5595844 号
	権利者	益子焼協同組合 栃木県芳賀郡益子町	
	指定商品 又は 指定役務	栃木県芳賀郡益子町に由来する伝統的な技術・技法により栃木県芳賀郡益子町及びその周辺地域で生産された陶磁器製の急須・コップ・杯・くい呑・皿・サラダボール・茶わん・徳利・鉢・鉢・ビール用のカップ・水差し・湯飲み・飯椀・コーヒーカップ・マグカップ・つぼ・釜飯用の釜と蓋・花瓶・絵皿・飾り壺	

益子における焼物の歴史は古く、奈良時代までさかのぼる。  
 今日の益子焼は1853年(嘉永6年)、大塚啓三郎によって始められ、甕・すりばち・土瓶等、主に日用雑貨が焼かれていた。  
 以来、優れた陶土を産出すること、大市場東京に近いことから、鉢、水がめ、土瓶など日用の道具の産地として発展をとげていたが、昭和初期にのちの第1回人間国宝・濱田庄司が益子に開窯し、益子焼を日用雑貨から民芸品、芸術品へと価値を高めた。  
 現在、窯元は約260、陶器店は50、若手からベテランまでここに窯を構える陶芸家も多く、その作風は多種多様であり、厚手で素朴な力強い美しさが特徴で、昭和54年には国の伝統的工芸品の指定を受けた。

商標

## 笠間焼

権利者

### 笠間焼協同組合

(茨城県笠間市笠間2481番地5)

商品・サービスの特徴

鉄分を多く含んだ粘りのある赤褐色の粘土を使用し、可塑性にすぐれているのでろくろによる成形技術が発達した。地肌が赤黒く焼きあがり化粧などの装飾により味わい深い作品となっている。



指定商品又は指定役務

茨城県笠間地域に由来する伝統的な技術・技法により茨城県笠間市及びその周辺地域で生産された陶磁器製の急須・皿・徳利・茶碗・湯呑など

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/tiikibrand.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm)

18

商標

## 鬼怒川温泉

権利者

### 鬼怒川・川治温泉旅館協同組合

(栃木県日光市鬼怒川温泉大原字三ツ石1404番地の1)

指定商品又は指定役務

栃木県日光市鬼怒川地区における温泉入浴施設を有する宿泊施設及び温泉入浴施設の提供



連絡先 0288-77-1039 関連HP <http://www.kinugawa-onsen.com/>

19

川治温泉 (かわじおんせん)

商標登録 第5315243号

商標

川治温泉

権利者

鬼怒川・川治温泉旅館協同組合  
(栃木県日光市鬼怒川温泉大原字三ツ石1404番地の1)

指定商品又は指定役務

栃木県日光市川治地区における温泉入浴施設を有する  
宿泊施設及び温泉入浴施設の提供



連絡先 0288-77-1039 関連HP <http://www.kawaji-onsen.org/>

20

29年度27【知的財産法】杉山 務

## 地域団体商標

※2006年4月1日開始

地域団体商標 =  
「地域名 + 商品(サービス)名」

小田原蒲鉾  
(地域名) (商品名)



一定範囲の周知性があれば文字のみで登録可

地域ブランドの保護により地域経済を活性化

21

29年度27【知的財産法】杉山 務

## 地域団体商標出願の具体例

～北海道～

武鳥川ししやも

むかわ

出願人  
武鳥川漁業協同組合



～北海道～

十勝川西長いも

出願人  
帯広市川西農業協同組合



～青森県～

たっこにんにく

出願人  
田子町農業協同組合



～福島県～

会津みそ

出願人  
会津味噌協同組合



22

29年度27【知的財産法】杉山 務

～埼玉県～

草加せんべい

出願人  
草加煎餅協同組合  
草加地区手焼煎餅協同組合



～千葉県～

富里スイカ

出願人  
富里市農業協同組合



～東京都～

江戸切子

出願人  
東京カットガラス協同組合



～神奈川県～

小田原蒲鉾

出願人  
小田原蒲鉾水産加工業協同組合



23

29年度27【知的財産法】杉山 務

～石川県～

**輪島塗**

出願人  
輪島漆器商工業協同組合



～石川県～

**和倉温泉**

出願人  
和倉温泉旅館協同組合



～静岡県～

**由比桜えび**

ゆい  
出願人  
由比港漁業協同組合  
由比町桜海老商工業協同組合



～山梨県～

**甲州手彫印章**

出願人  
山梨県印章店協同組合



24

29年度27【知的財産法】杉山 務

## 国際出願（マドプロ出願）

基礎登録／出願 ⇒ 国際登録出願 ⇒ WIPO  
⇒ 国際事務局 **国際登録（順調な場合2-3か月）**

各指定国の国内登録と同一の保護  
拒絶する場合は18月以内に通報

出願商標は基礎出願／登録のものと同ー（厳密に）  
指定商品・役務は、基礎出願／登録の範囲内  
捺印又は署名（両方は認められない）  
願書（英文）（パソコン・インターネット出願不可）

- ・ 更新は、国際登録日から10年
- ・ 国際登録を更新すれば、すべての指定国での権利が維持される  
**マドプロ利用の大きな利点**

他に、

- ・ 一つの出願で複数国に出願できる
- ・ 名義人変更・表示変更が容易

25

29年度27【知的財産法】杉山 務

# 品種登録制度

育成者権 種苗法



スイートピー



赤いスイートピー

26

29年度27【知的財産法】杉山 務

## 主な農産物の保護制度

**法律:** 農産物の保護内容 (監督官庁)

**特許法:** 農産物の加工品, 家畜の飼育方法, 農機, 農薬, 遺伝子組み換え, 動植物の品種改良などの**発明**に対して特許 (**特許庁**)

**商標法:** 農業製品に使用する**マーク**を商標登録によって保護 (**特許庁**)

**種苗法:** 種苗登録**品種**について, その育成者を保護 (**農林水産省**)

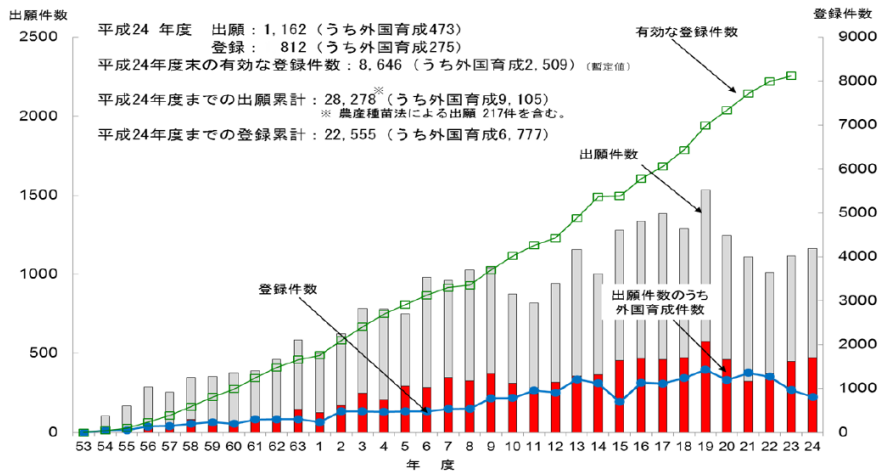
**不正競争防止法:** 他人の農業製品の模倣品販売, 原産地名や商標の不正使用といった**不正競争**に対する保護 (**経済産業省**)

**関税法:** 平成15年改正によって, 植物新品種に関する育成者権侵害物品を**輸入禁制品**に追加し, 輸入差止申立制度の対象 (**財務省**)

27

29年度27【知的財産法】杉山 務

## 品種登録出願・登録件数の推移



<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>  
 29年度27【知的財産法】杉山 務

28

## 保護対象物

新品種を育成した者（育成者及びその承継人）が品種登録の出願をすることができる

とちおとめ



あまおう

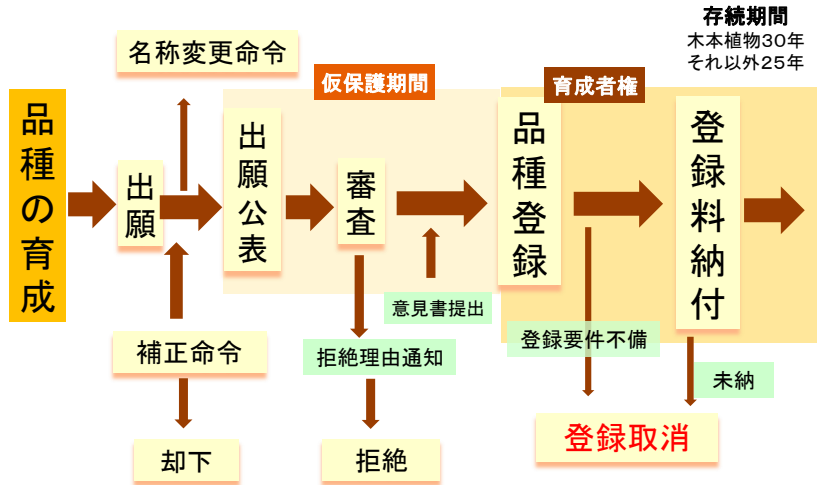


「あまおう」は登録商標  
 赤くて、丸くて、大きくて、美味しい

29

29年度27【知的財産法】杉山 務

## 品種登録の流れ



## 品種登録要件

登録要件		内容
特性審査の要件	区別性 (Distinctness)	既存品種と重要な形質(形状、色、耐性等)で明確に区別できること
	均一性 (Uniformity)	同一世代でその特性が十分類似していること(播いた種子から同じものかできる)
	安定性 (Stability)	増殖後も特性が安定していること(何世代増殖を繰り返しても同じものかできる)
未譲渡性	出願日から1年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと 外国での譲渡は、日本での出願日から4年(木本性植物は6年)さかのぼった日より前になされていないこと	
名称の適切性	品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと	



#### 4. 具体的取組の参考資料 DNAによる品種識別技術の開発状況

育成者権を侵害した国内外での無断栽培や、店頭での品種偽装表示の問題が発生している。  
そこで、DNAによる品種識別技術を確立し、育成者権の保護と偽装表示の防止に役立てる。

作物名	プロジェクト研究等による平成18年までの成果
稲	・ 200品種以上が識別可能
小麦	・ 20品種について識別が可能 ・ 「さぬきの夢2000」と国内主要麺品種との識別が可能
いんげん豆・小豆	・ いんげん豆は9品種、小豆は8品種、「きたのおとめ」「しゅまり」は海外の在来種との識別が可能
いちご	・ 「とちおとめ」、「あまおう」等70品種の識別が可能
もも及び近縁種他	・ もも50品種、すもも120品種、おうとう100品種、うめ40品種、あんず20品種、びわ30品種が識別が可能
なし・りんご	・ なし100品種、りんご80品種の識別が可能
茶	・ やぶきた等47品種の識別が可能
いぐさ	・ ひのみどりと16品種の識別が可能
しいたけ	・ 140品種を特定するDNA情報をネット上で公開

32

官邸知財本部資料

29年度27【知的財産法】杉山 務

### 品種登録できない品種名称

1. 1つの品種について複数の品種名称があるとき
2. 種苗等の商品・役務についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき
3. 出願品種に関し誤認を生じ、又は識別について混同を生じる恐れのある品種名称であるとき

【参考】商標法四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

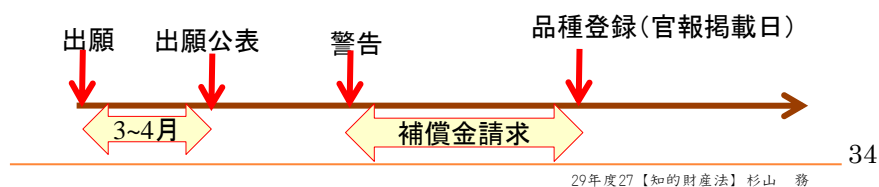
**十四 種苗法**（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による**品種登録を受けた品種の名称**と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用するもの

33

29年度27【知的財産法】杉山 務

## 仮保護(保証金請求権)

**仮保護の期間** 出願公表から品種登録までの間  
**仮保護の内容** 出願者は、品種登録後、審査期間中に自己の出願品種の種苗等の生産・譲渡等をした者に対して利用料相当額の補償金の請求が可能  
 ただし、事前に書面による警告等を行った場合及び利用者が出願品種であることを知っている場合



## 出願料・登録料

1. 出願料 1品種 47,200円

### 2. 登録料

#### ア. 年間登録料

登録後の年度	年間登録料
1~3年	6,000円/年
4~6年	9,000円/年
7~9年	18,000円/年
10~30年	36,000円/年

#### イ. 登録料の納付期限

登録後の年度	納付期限
1年目	品種登録の日から30日以内
2年目	各年の登録日当日以前

- ▼ 2年目以降の登録料は、納付期限後6月以内に登録料の外に同額の割増料金を追納すれば、登録を継続可能
- ▼ 登録料は毎年払い、又は数年分一括して納付可能

# 審査

## 特性(DUS)審査

<Distinctness, Uniformity, Stability>

栽培試験

現地調査

資料調査

品種登録

拒絶

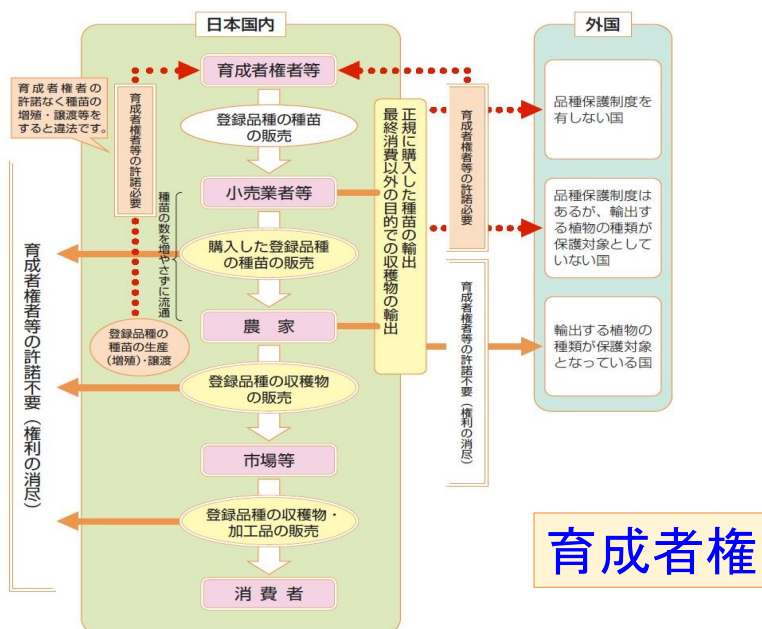
名称の適切性

未譲渡性



36

29年度27【知的財産法】杉山 務



## 育成者権

37

29年度27【知的財産法】杉山 務



あおり21



あおり27

## リンゴ開発20年水の泡 苗木流出不安広がる 青森県

青森県が開発したリンゴ「あおり21」「あおり27」の品種登録が、登録料の納付漏れという県農林水産部のうっかりミスで取り消された。

**<あおり21>** 11月が収穫期の晩生種で、長期の貯蔵でも品質が低下しにくい。「ふじ」の後継種として期待

**<あおり27>** 10月後半が収穫期。すりおろすなどして果肉が空気に触れても変色しにくく、ジュースなどの加工用に適している。



2008年11月02日

38

29年度27【知的財産法】杉山 務

## おうとう「紅秀峰(べにしゅうほう)」

平成17年5月に発売されたグルメ雑誌に山形県が育成者権者であるおうとう「紅秀峰」がオーストラリアから日本への輸出準備が進められている記事が掲載されました。山形県が品種保護Gメンの協力を得て調査したところ、「紅秀峰」の穂木が無断で国外へ持ち出されていたことが判明したため、平成17年11月、山形県は穂木を輸出したオーストラリア人を刑事告訴し、税関に輸入差止め申請を行いました。



その後、オーストラリア人が反省の意を表明し、育成者権の存続期間終了後も一定期間「紅秀峰」を輸出自粛する等で山形県と合意したため、山形県も刑事告訴を取り下げて和解しました。

39

29年度27【知的財産法】杉山 務

## その他の知的財産権関連

- 1 回路配置利用権  
(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- 2 独占禁止法 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)
- 3 水際措置 (関税法)
- 4 弁理士制度 (育成者権: 種苗法)
- 5 不正競争防止法

40

29年度27【知的財産法】杉山 務

## ま と め



ご清聴 ありがとうございました。

28回(17日:水)は, その他の知的財産権関連

- 1 回路配置利用権  
(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- 2 独占禁止法  
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)
- 3 水際措置 (関税法)
- 4 弁理士制度
- 5 不正競争防止法

杉 山 務

41

29年度27【知的財産法】杉山 務

**団体商標**：構成員に使用させる商標を所定の団体が登録できる制度  
一般社団法人，商工会議所，商工会，NPO法人など

- **地域団体商標**：地域の名称及び商品〔役務〕の名称等からなる商標について，一定の範囲で周知となった場合には，事業協同組合等の団体による商標の登録制度  
目的：地域ブランドを適切に保護することにより，事業者の信用の維持を図り，産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援

商標は，**地域の名称＋商品又は役務の名称**

類型1：地域の名称＋商品（役務）の普通名称

○○りんご，○○みかん：江刺りんご，能登牛，京くみひも，博多人形

類型2：地域の名称＋商品（役務）の慣用名称

○○焼，○○織：塩原温泉，笠間焼，吉野材，博多織

類型3：地域の名称＋商品（役務）の普通名称又は慣用名称＋産地等を表示する慣用文字

本場○○織：本場結城紬，群馬の地酒，琵琶湖産鮎

- ① 出願人（団体）が主体要件を満たしていること
  - ② 構成員に使用をさせる商標であること
  - ③ 商標が使用をされた結果，周知となっていること
  - ④ 商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなること
  - ⑤ 商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有していること
  - ⑥ 普通名称化していないこと，他に周知となっている同一・類似の商標がないこと，商品（役務）の品質の誤認を生じさせるおそれがないこと等
- ★ その他の登録要件を満たしていること（不登録事由に該当しない）

#### 栃木県，茨城県の地域団体商標

本場結城紬（ほんばゆうきつむぎ）本場結城紬卸商協同組合，茨城県本場結城紬織物協同組合，栃木県本場結城紬織物協同組合（茨城県 栃木県）5026150

笠間焼（かさまやき）笠間焼協同組合（茨城県）5082726

塩原温泉（しおばらおんせん）塩原温泉旅館協同組合（栃木県）5067303

鬼怒川温泉（きぬがわおんせん）鬼怒川・川治温泉旅館協同組合（栃木県）5315242

川治温泉（かわじおんせん）鬼怒川・川治温泉旅館協同組合（栃木県）5315243

中山かぼちゃ（なかやまかぼちゃ）那須南農業協同組合（栃木県）5555021

益子焼（ましこやき）益子焼協同組合（栃木県）5595844

真岡木綿（もうかもめん）真岡商工会議所（栃木県）5826769

氏家うどん（うじいえうどん）氏家商工会（栃木県）5817109

## 種苗法

キーワード

権利期間：25年（草）30年（木），審査後設定登録から

出願公表：遅滞なく，先願主義，

育成者権：自家増殖，商標権，加工品

農林水産省，登録制度，審査（区別性，均一性，安定性，未譲渡性1年4年，名称）

参考資料：

## 品種登録制度

目的：新品種の保護のための品種登録に関する制度，指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより，品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り，もって農林水産業の発展に寄与(1条)

・保護対象植物：栽培される全植物（種子植物，しだ類，せんたい類，多細胞の藻類）と「きのこ」

### 品種登録の要件：

(1) 区別性(Distinctness) (3条1号)

既存品種と重要な形質で明確に区別できること（形状，色，耐病性等）

(2) 均一性(Uniformity) (3条2号)

同一世代でその形質が十分類似していること（播いた種子から同じものができる）

(3) 安定性(Stability) (3条3号)

増殖後も形質が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）

(4) 未譲渡性 (4条2項)

出願日から1年遡った日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと，外国での譲渡は，日本での出願日から4年（永年性植物は6年）遡った日

(5) 名称の適切性 (4条1項)

品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしくないこと

**商標法四条** 次に掲げる商標については，前条の規定にかかわらず，商標登録を受けることができない。

**十四** 種苗法第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて，その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

登録できない品種名称

① 1つの品種について複数の品種名称があるとき

② 種苗又はこれと類似の商品についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき

③ 種苗又はこれと類似の商品に関する役務についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき

④ 出願品種に関し誤認を生じ，又は識別について混同を生じる恐れのある名称であるとき

★ 他に

・先願であること(9条) (特許のように進歩性は不要)

・権利保護期間：木本植物30年 それ以外25年(19条)

・共同出願(5条)，は特許出願に同じ(特38条)

・職務育成品種の育成者(8条)は，職務著作(著15条)に同じ

・同一の品種出願は，先願者のみが品種登録(9条) 同日規定はない

・出願公表(14条)は，商標と同じ(商12条の2)だが，補償金は特許と同じ(特65条)

・共有に係る育成者権，専用利用権，通常利用権，先育成による通常利用権は特許とほぼ同じ(23～27条)

・育成者権には，差止請求権，損害の額の推定，過失の推定，具体的態様の明示義務，秘密保持命令，当事者尋問の公開停止等，特許と同じ規程

・拒絶理由がない場合は，品種登録(18条)

その旨を通知し公示，30日以内に第1年分の登録料納付，未納であれば登録取消

・育成者権は，試験研究及び自家増殖には及ばない(21条)，権利消尽(21条)